

複写

産業廃棄物収集運搬業許可証

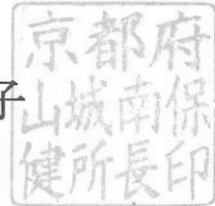


住所 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地

氏名 三重中央開発株式会社
代表取締役 平井 俊文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城南保健所長 三沢 あき子



許可の年月日 令和元年5月15日

許可の有効年月日 令和8年5月14日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①燃え殻
- ②汚泥
- ③廃油
- ④廃酸
- ⑤廃アルカリ
- ⑥廃プラスチック類
- ⑦紙くず
- ⑧木くず
- ⑨繊維くず
- ⑩動植物性残さ
- ⑪動物系固形不要物
- ⑫ゴムくず
- ⑬金属くず
- ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑮鉱さい
- ⑯がれき類
- ⑰ばいじん

以上17種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

(積替え又は保管を含む)

- ①廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物であるものに限る。）
 - ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物であるものに限る。）
 - ③がれき類（石綿含有産業廃棄物であるものに限る。）
- 以上3種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1ほか94筆
面積	112,701.89m ²
産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類 ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものに限る。)
積替えのための保管上限	27.22m ³
積み上げることができる高さ	1.7m

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 5月15日：当初許可

平成 9年12月 3日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：廃酸、廃アルカリ、鉍さい）

平成14年 5月15日：更新許可

平成18年 3月15日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：繊維くず）

平成19年 6月14日：更新許可

平成23年 7月28日：優良基準適合

平成23年12月12日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：ばいじん）

平成24年 3月29日：変更許可（事業の範囲の変更：積替え又は保管を含むものに①②③を追加）

平成26年 5月15日：更新許可

平成30年 3月 5日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：動物系固形不要物）

令和元年 5月15日：更新許可（優良基準適合）

令和3年 7月20日：変更届（代表者の変更に伴う許可証の書換え）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、（日本産業規格 A列4番）
その他の用途による使用は無効とする。